

資料73 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設の地域別設置状況  
(令和3年3月末現在)

法施行令 別表第1 の項番号	地 域  施 設 名	南 部 地 域		中北部 地 域	合 計
		総量規制地域		その他の 地 域	
		京都市区域	山城区域		
1	ボ イ ラ ー	1,103	593	707	2,403
2	ガ ス 発 生 炉 ・ 加 熱 炉			1	1
3	焙 焼 炉 ・ 焼 結 炉 等				
4	溶 鋳 炉 等			5	5
5	金 属 溶 解 炉	18	8	13	39
6	金 属 加 熱 炉	9	6	25	40
7	加 熱 炉				
8、8の2	触 媒 再 生 塔 ・ 燃 焼 炉				
9	焼 成 炉 ・ 溶 融 炉	2	3	100	105
10	反 応 炉 ・ 直 火 炉	2	2	3	7
11	乾 燥 炉	8	17	45	70
12	電 気 炉				
13	廃 棄 物 焼 却 炉	19	15	32	66
14	銅 鉛 等 精 錬 用 焙 焼 炉 等				
15	カドミウム系顔料乾燥施設				
16	塩素急速冷却施設				
17	塩化第二鉄用溶解槽				
18	活性炭製造用反応炉				
19	塩素反応施設等				
20	アルミニウム精錬用電解炉				
21	リン肥料製造用反応施設等			1	1
22	弗酸製造用凝縮施設等				
23	リン酸ナトリウム製造用反応施設等				
24	鉛二次精錬用等溶解炉		8	4	12
25	鉛蓄電池製造用溶解炉	73		22	95
26	鉛系顔料製造用溶解炉				
27	硝酸製造用吸収施設等				
28	コ ー ク ス 炉				
29	ガ ス タ ー ビ ン	92	21	43	156
30	デ ィ ー ゼ ル 機 関	478	137	215	830
31	ガ ス 機 関	58	32	15	105
32	ガ ソ リ ン 機 関				
合 計		1,862	842	1,231	3,935
工 場 ・ 事 業 場 数		720	267	481	1,468

(注) 大気汚染防止法第27条第2項の規定により国の行政機関の長から通知があった電気事業法に規定する電気工作物、ガス事業法に規定するガス工作物、鉱山保安法に規定する工作物等を含みます。